

Title	上博楚簡各篇解題
Author(s)	湯淺, 邦弘; 竹田, 健二; 浅野, 裕一 他
Citation	中国研究集刊. 2003, 33, p. 49-71
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60773
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

1. 上博楚簡『孔子詩論』(こうししろん)

(1) 書誌情報

残簡を含めて計二十九枚。編綫は三道(完簡には右側に各々三箇所の編綫用の刻みの痕跡が見える)。上下端は円形に加工されている(円端)。竹簡長は二三・八〜五七・二、幅は約〇・六、厚さは〇・一〜〇・一四。五〇cm以上の簡が五簡、四〇cm以上の簡が八簡、他は破損が多い。文字は、一簡あたり五四〜五七字。計一〇〇六字。

第二簡から第七簡までは、完簡の場合、上下端の各々十cm程度、即ち第一道編綫の上部と第三道編綫の下部に文字を記していない独特の形状を示している。これらは上下を空白にしていることから「留白簡リョウハクカン」と呼ばれ、上端いっぱい文字を記した「満写簡」と区別されている。その理由については、簡奪字説(本来は満写簡であったものが何らかの理由で脱字した)、底本残文説(依拠した底本に既に残欠があった)、別篇説(留白簡の六簡分のみは、他の孔子の語録であり、それが混入した)など、諸説が提示されているが、未詳である。

なお、『上海博物館藏戰國楚竹書』第二分冊所収の『民之父母』（『礼記』孔子問居篇に相当）にも、ほぼ全簡にわたって「留白」の現象が見られる。但し、『民之父母』の場合は、上下端の留白は約二・二×二・五cm程度ではあるが、『礼記』との対照により、留白部分があるにも関わらず文意はほぼ連続している。この二種類の留白現象がどのような関係にあるのかは未詳であるが、この現象が『孔子詩論』にもそのまま該当するとすれば、右の諸説の内、簡奪字説や底本残文説は、やや説得力を欠くと言わざるを得ない。

本資料は、『上海博物館藏戰國楚竹書』第二分冊所収の『子羔』『魯邦大旱』と、字体、簡長、両端の形状が一致しており、同冊であったと推定されている。

原題はなく、題名は仮称である。ただ、内容は、孔子が自らの詩論を語るものではなく、撰者が詩論を展開するに際し、一部孔子の語を引用するとの体裁であるから、「孔子詩論」との仮称はやや誤解を招く恐れがある。現時点では、単に『詩論』としておくのが妥当ではないかと思われる。

（2）内容と研究概況

釈文の竹簡配列に従えば、本資料は、まず詩の総論に

始まり、以下、邦風（国風）・大夏・小夏（雅）・訟（頌）の各部についての総評、各詩の詩意解説が記されている。確認される詩の名称は、逸詩を含めて約六〇篇、現行本『詩経』の約五分の一である。釈文は、本資料の文字表記と竹簡配列を根拠に、本来「邦風」と表記されていたものが後に漢の高祖劉邦の諱を避けて「国風」に改められた可能性があること、本資料では、現行本と異なり、「頌」「雅」「風」の序列であったことなどを指摘している。ただ、その序列については、釈文の示す竹簡配列に既に多くの異説も提示されており、また、本資料の重層的構造（例えば、現行本の国風関雎・樛木・漢広・鵲巢など数編の詩について、長さを異にする解説が、別の箇所計三度登場する、言わば螺旋状解説が施されている）を勘案すれば、そのように断定してよいか疑問が残る。思想的に注目されるのは、冒頭に孔子の言として示された「詩・志」「楽・情」「文・言」の組み合わせである。類似の思考としては、『易』繫辭伝の「子曰、書不盡言、言不盡意。然則聖人之意、其不可見乎。子曰、聖人立象以盡意、設卦以盡情偽、繫辭焉以盡其言」が指摘できるが、右の三者の組み合わせは本資料の特質であり、また、『論語』衛靈公篇の「子曰、辭達而已矣」や『左伝』襄公二十五年に記された「仲尼曰、志有之、言以足志、

文以足言、不言誰知其志、言之無文、行而不遠」なども想起すれば、儒家にとつて、「志」と「辞・言」との関係、即ち、内なる「志」「情」「言」と、外なる「詩」「楽」「文」との対応についての問題は相当早くから意識され、議論されてきたことが推測される。本資料は、そうした思想史の上で、「詩」「楽」「文」が各々内なる「志」「情」「言」を忠実に表出すべきことを説くものである。

また、大夏（大雅）の皇矣・大明についての批評も注目される。ここでは、孔子の言葉を借りる形で、執拗に「文王受命」が強調されている。このことは、本資料が著された当時、「文王受命」説にまだ揺らぎがあり、世界の共通認識となっていなかったことを物語っているであろう。周の建国は、武力による政権の篡奪というのが実態であったと思われ、その正当性を、周の内部、および被征服者側（殷）に対していかに説明するかは、大きな課題になっていたと推測される。そうした正当性の説明の一環として、かかる「文王受命」が唱えられた可能性がある。後世、「文武」はともに高く顕彰され、聖王の系譜に列せられることとなるが、本資料の詩意解説と「文王受命」説の確立には密接な関係があると考えられる。

これに関連して、『上海博物館藏戰國楚竹書』第二分冊所収の『容成子』には、伝世文献には見られない、独特

の古代聖王の系譜が記されているが、そこでも、「文王」は殷の末世に臣下として登場するものの、特に「受命」「革命」に関わる記述は見られない。

他方、『詩経』学という観点からも、本資料は重要な研究の視点を提供している。まず、取り上げられる詩篇は、ほぼ現行本の篇名に合致しており、「邦風（国風）」「大夏・小夏（雅）」「訟（頌）」という大枠も一致している。孔子が三千の詩を三百篇に編纂したとの伝承はともかくとして、早くから、現行本『詩経』に見られるような詩の大枠はほぼ確立していたと考えられる。但し、今本の「十月之交」を「十月」、「雨無正」を「雨亡政」、「節南山」を「即南山」に作るといったような文字の異同、あるいは個々の詩句の差異は多々見られ、また現行本には見えない逸詩も登場する。こうした点は、『詩経』学研究の課題となろう。

次に、現在の毛伝鄭箋と本資料の詩意解説とを比較してみれば、本資料の詩意解説が極めて直截（言葉少な）であることが分かる。例えば、関雎を「怡」、椽木を「時」、漢広を「智」といったように、僅か一字で寸評する場合すらある。このことは、本資料の撰者および読者たちが、すでに詩に関する一応の知識を共有していたことを意味している。また、その詩意解説は、例えば、毛伝に「刺

宣王也」「刺幽王也」とあるような個人(王者)を特定した政治的風刺の色彩は稀薄である。このことは、詩本来の姿がどのようなものであったのか、また、それがどのようなにして今本毛詩に至ったのかという重要な課題を突きつけている。

(3) 主要釈文・注釈・研究

釈文が公開されたばかりであり、本格的な研究はこれからであろう。現時点では、竹簡の字体や形制が『魯邦大旱』『子羔』と一致していることから、この三書の関連性が注目されている。また、伝世文献の記述から推察して、本資料の作者を子夏、あるいは本資料自体を子夏の『詩序』に比定する見解も提出されている。

ただ、本資料の竹簡配列については、前記の留白簡問題を含めて多くの疑問が残る。竹簡配列や分章については、原釈文にそのまま従う説の他、竹簡配列を大幅に修正した上で全五章に分ける李零『上博楚簡三篇校讀記』、全四章に分ける李学勤『《詩論》簡的編聯与復原』の説など、既に数説が提起されている。

なお、本資料は、第一簡の墨節の直後から記されているが、墨節の前に「行此者其有不王乎」の八字が記されており、この接続について諸見解が提示されている(本

号所収の福田哲之「上海博物館藏戰國楚竹書『子羔』の再検討」参照)。

- ① 馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書(一)』(上海古籍出版社、二〇〇二年十一月)
- ② 楊朝明「出土文獻与《詩經》研究」(『詩經研究叢刊』第二輯、中国詩經学会編、二〇〇二年一月)
- ③ 龍文玲「上博論詩竹簡的發現并不能否定「孔子刪詩說」」(『詩經研究叢刊』第二輯、中国詩經学会編、二〇〇二年一月)
- ④ 石川三佐男「戦国中期諸王国古籀整備及上博竹簡《詩論》」(『詩經研究叢刊』第二輯、中国詩經学会編、二〇〇二年一月)
- ⑤ 李学勤『《詩論》簡的編聯与復原』(『中国哲学史』二〇〇二年第一期、二〇〇二年二月)
- ⑥ 李零『上博楚簡三篇校讀記』(万卷楼、二〇〇二年三月)
- ⑦ 曹峰「試析上博楚簡《孔子詩論》中有關「闕疋」的幾条竹簡」(郭店楚簡研究会編『楚地出土資料与中国古代文化』汲古書院、二〇〇二年三月)
- ⑧ 周鳳五「《孔子詩論》新釈文及注解」(『上博館藏戰國楚竹書研究』上海書店出版社、二〇〇二年三月)
- ⑨ 廖名春「上海博物館藏詩論校釈」(『中国哲学史』二〇〇二年第一期、二〇〇二年二月)

〇二年第一期)

⑩ 廖名春「上海博物館藏詩論校札記」(『上海館藏戰國楚竹書研究』)

⑪ 李銳「《孔子詩論》簡序調整芻議」(『上海館藏戰國楚竹書研究』)

⑫ 王志平「《詩論》箋疏」(『上海館藏戰國楚竹書研究』)

⑬ 何琳儀「滬簡《詩論》選釋」(『上海館藏戰國楚竹書研究』)

⑭ 邱德修「《上博簡》(一) 詩亡隱志考」(『上海館藏戰國楚竹書研究』)

⑮ 俞志慧「《孔子詩論》五題」(『上海館藏戰國楚竹書研究』)

⑯ 張桂光「《戰國楚竹書·孔子詩論》文字考釈」(『上海館藏戰國楚竹書研究』)

⑰ 姜広輝主編『經学今二編(中国哲学第二十四輯)』、遼寧教育出版社、二〇〇二年四月)の「楚簡研究」特集。

李学勤「《詩論》与《詩》」など十編。

⑱ 王初慶「由上海博物館所藏《孔子詩論》論孔門詩学」

(『新出楚簡與儒家思想論文集』、陳福濱主編、二〇〇二年七月)

⑲ 戴晋新「上海博物館藏楚簡《詩論》の歴史認識問題」(『新出楚簡與儒家思想論文集』、陳福濱主編、二〇〇

二年七月)

⑳ 白於藍「上海博物館藏戰國楚竹書(一)《》 釈注商榷」(『中国文字』新二十八期、二〇〇二年十二月) (湯淺邦弘)

2. 上博楚簡『紂(緇)衣』(しい)

(1) 書誌情報

竹簡二四枚。その内、完簡は八枚のみで、その簡長は五四・三、幅〇・七、編綫は三道。竹簡の上端から第一編綫までは九、第一編綫と第二編綫との間隔は二〇・六、第二編綫と第三編綫との間隔は一八・一、第三編綫から竹簡の下端までは九。一簡の字数は、最も多いもので五七字。両端は梯形。

全篇の末尾、第14号簡には墨鉤が記されており、墨鉤より下部は竹簡の下端まで文字が記されていない。

また、竹簡には篇題が記されていないが、後述するように内容が『札記』緇衣篇とほぼ同じであることから、『紂(緇)衣』と名付けられた。なお、「紂」は「緇」の古字である。

(2) 内容と研究概要

この文献は、『礼記』緇衣篇とも概ね内容が共通しており、従つて、『礼記』緇衣篇とほぼ同一の文献である。三者は基本的に同一の文献であると考えられる。但し、郭店楚簡『緇衣』と上博楚簡『紵(緇)衣』とが極めて近い関係にあり、同系統に属する文献であると考えられるのに対して、郭店楚簡『緇衣』・上博楚簡『紵(緇)衣』(以下、楚簡本『緇衣』と『礼記』緇衣篇との間には、章の数やその配列などにおいて、様々な点で相違が見られる。

先ず、文献全体を構成する単位となつてゐる章についてであるが、『礼記』緇衣篇は、「子曰」で始まる章が二十五ある。一方、楚簡本『緇衣』は、『礼記』緇衣篇の第一章と第十六章、並びに第十八章とに相当する部分が存在せず、また第七章に相当する部分が二つの別の章になつており、章数は二十三である。

加えて、楚簡本『緇衣』と『礼記』緇衣篇とは章の配列が大きく異なつてゐる。楚簡本『緇衣』の各章の配列を、それぞれ相当する『礼記』緇衣篇の章に置き換えて示すならば、二・十一・十・十二・十七・六・五・四・九・十五・十四・三・十三・七(前半)・七(後半)・八・二十四・十九・二十三・二十二・二十・二十一・二十五、

となる。なお、『礼記』緇衣篇と較べて楚簡本『緇衣』の方が、章と章との意味上のつながりがよいと見られる部分がある。

この他、『礼記』緇衣篇と楚簡本『緇衣』との間には、字句の異同が多数見られ、一部の章では、『詩』『書』からの引用にも異同がある。また『礼記』緇衣篇に見られる『易』からの引用は、楚簡本『緇衣』には存在しない。

もつとも、郭店楚簡『緇衣』と上博楚簡『紵(緇)衣』との間にも、「也」の字の有無の他、若干の字句の異同がある。しかし、その数は極めて少なく、内容上大きく影響するものは含まれていない。もとより、両文献の書写者が異なるため、文字の異同は少なくなく、また上博楚簡『紵(緇)衣』の方が合文が多いなど、表記上の違いも認められる。

郭店楚簡と上博楚簡との二種類の『緇衣』が出土し、しかも両者の間に若干の字句の異同が見られることからすると、『緇衣』は戦国中期に既に相当広く流布しており、遅くとも戦国前期には成立してゐたと考えられる。

上博楚簡には、『紵(緇)衣』だけでなく、『礼記』孔子間居篇とほぼ同じ『民之父母』も含まれており、『礼記』に紀元前三〇〇年頃には既に成立してゐた篇が複数含まれてゐることは確実となつた。また現時点では詳細は不

明だが、上博楚簡には『大戴礼記』武王踐阼篇、曾子立孝篇に相当する著作も含まれており、前漢後期に戴聖によつて編纂された『礼記』（『小戴礼記』）四十九篇のみならず、戴徳によつて編纂された『大戴礼記』八十五篇にも、既に戦国中期に成立した諸篇が含まれていることが確実と見られる。『礼記』や『大戴礼記』に含まれる諸篇の成立事情に関しては、これまで確かなことは分らなかったが、概ね戦国時代の最末期から秦漢以降と見なされてきた。郭店楚簡・上博楚簡の出土によつて、従来の説は大幅に見直す必要が生じたことになる。

(3) 主要釈文・注釈・研究

①李零「上博楚簡校読記（之二）：《緇衣》」（上海大学古代文明研究中心・精華大学思想文化研究所編『上博館藏戦国楚竹書研究』上海書店出版社、二〇〇二年）

②陳偉「上博、郭店二本《緇衣》対読」（上海大学古代文明研究中心・精華大学思想文化研究所編『上博館藏戦国楚竹書研究』上海書店出版社、二〇〇二年）

③虞万里「上博簡、郭店簡《緇衣》與伝本合校拾遺」（上海大学古代文明研究中心・精華大学思想文化研究所編『上博館藏戦国楚竹書研究』上海書店出版社、二〇〇二年）

④趙平安「上博藏《緇衣》簡字詁四篇」（上海大学古代文明研究中心・精華大学思想文化研究所編『上博館藏戦国楚竹書研究』上海書店出版社、二〇〇二年）

⑤孟蓬生「上博簡《緇衣》筭記二則」（上海大学古代文明研究中心・精華大学思想文化研究所編『上博館藏戦国楚竹書研究』上海書店出版社、二〇〇二年）

⑥福田哲之「楚墓出土簡牘文字における位相」（『中国研究集刊』、二〇〇二年）

⑦王金凌「《禮記・緇衣》今本与郭店、上博楚簡比論」（陳福濱編『新出楚簡与儒家思想論文集』輔仁大学文学院、二〇〇二年）

⑧鐘宗憲「《禮記・緇衣》的論述結構与其版本差異」（陳福濱編『新出楚簡与儒家思想論文集』輔仁大学文学院、二〇〇二年）

（竹田健二）

3. 上博楚簡『性情論』（せいじょうろん）

(1) 書誌情報

竹簡四〇枚。この内、完簡は六枚。但し、第三簡と第四簡との間に、更に二枚の竹簡が本来は存在していたと

考えられる。またこの他に、『上海博物館藏戰國楚竹書
 (一)』では、五枚の残簡が『性情論』の一部とされている。残簡の釈文・注釈は、「附一：残簡」に収められている。竹簡の両端は平斉。

簡長は五七・二〇五五・四で上博楚簡中最長である。簡長にばらつきがある理由については不明。また、一枚の竹簡の文字数も、三十〇四十字程度とかなりばらつきがある。編綴は三道。なお、写真で見える限り、竹簡の保存状態はかなり悪く、記されている文字も判読の困難なものがある。

竹簡に篇題は記されていない。後述するように、内容は郭店楚簡『性自命出』とほぼ同じである。しかし、上博楚簡のものは、内容的に主として「性」と「情」とについて説かれていると見る整理者によって、『性情論』と仮称された。

(2) 内容と研究概要

戦国期の儒家の古佚文献の一つで、郭店楚簡『性自命出』とほぼ同じ内容の文献である。

但し、『性自命出』と『性情論』とを比較すると、相違も見られる。

先ず対応する文字列のブロックの序列がかなり異なつ

ている。両文献の対応関係から見て、『性自命出』の文字列は六つのブロックに、また『性情論』は五つのブロックに、それぞれ分けることができるが、『性自命出』のブロックの序列を基準にその対応を示すと、次の表のようになる。

『性自命出』		『性情論』	
竹簡	文字列	竹簡	文字列
簡01〜33	凡人雖有性〜遊心也	簡01〜21	凡人雖有性〜遊心也
簡34・35	喜斯愾〜愾之終也		(ナシ)
簡36〜49	凡學者〜信矣	簡31〜40	凡學者〜信矣
簡50〜59	凡人情〜欲其制也	簡21〜27	凡人情〜欲其折也
簡59〜62	凡悅人〜樂事欲後	簡29〜31	凡悅人〜樂事欲後
簡62〜67	身欲靜〜爲主心	簡27〜29	凡身欲靜〜累累之哀

『性自命出』の文字列のブロックに先頭からI〜VIの番号を付した上で、『性情論』のブロックの序列を、対応する『性自命出』のブロックに置き換えつつ示すならば、先頭からI・IV・VI・V・IIIとなり、IIのブロックは『性情論』には存在していない。

この他、両文献の間には字句の異同も見られ、その中にはかなり大幅な異同も含まれている。このため、おそ

らく両文献はそれぞれ異なるテキストに基づいて書写されたと考えられる。つまり、両文献は基本的に同一の文献ではあるものの、異なる系統のテキストであると考えられるのである。この文献が戦国中期に既に複数の系統のテキストとして存在したとすれば、その原本の成立はかなりさかのぼり得るものと考えられる。

『性自命出』の項で述べたように、この文献の冒頭部の内容は、『中庸』の冒頭「天の命ずる、之を性と謂ふ」性に率う、之を道と謂ふ」の意味するところと類似しており、両文献ともに子思学派によつて成立したものと推測されている。

なお、二系統のテキストが生じた直接の原因は不明であるが、この文献全体の構成がさほど緊密ではないため、叙述の順序が異なつていても、全体としての内容にはほとんど影響が無いと思われる。

(3) 主要釈文・注釈・研究

- ① 廖名春『新出楚簡試論』(台湾古籍出版有限公司、二〇〇一年)
- ② 李零『上博楚簡三篇校読記』(万卷楼圖書有限公司、二〇〇二年)
- ③ 丁原植『楚簡儒家性情説研究』(万卷楼圖書有限公司、

二〇〇二年)

(竹田健二)

4. 上博楚簡『民之父母』(たみのふぼ)

(1) 書誌情報

『上海博物館藏戦国楚竹書』第二分冊所収。

竹簡一四枚。簡長四五・八。編綫は三道。竹簡の上端から第一編綫まで(二・二)と、第三編綫から竹簡の下端まで(二・五)とには、文字が記されていない。第一編綫と第二編綫との間隔は二〇・六、第二編綫と第三編綫との間隔は二〇・九。

全篇の末尾、第14号簡には墨鉤が記されており、墨鉤より下部は竹簡の下端まで文字が記されていない。

竹簡には篇題が記されていない。後述するように、内容は『礼記』孔子間居篇及び『孔子家語』論礼篇と重複するが、『礼記』孔子間居篇冒頭にある「孔子間居」の句、或いは『孔子家語』論礼篇冒頭にある「論及於礼」の句が無いことから、整理者が両文献の篇題を借用すること avoidance、主題を重視して『民之父母』と仮称した。

(2) 内容と研究概要

本篇の内容は、『詩経』大雅・洞酌ほくしやくにある「凱弟君子、民之父母」の句をめぐる、子夏と孔子との問答である。先ず子夏は孔子に対して「民之父母」とは何かを問ひ、それに対して孔子が、「必ず礼樂のみなもと 涯みちもとに達し」、「五至」、「三無」を実践して「天下に横みち、また「四方に敗やぶられれば、必ず先ず之を知る」者を「民の父母」というと答え、以下、両者の間で「五至」「三無」「五起」についての問答が展開されている。

上博楚簡『民之父母』と『礼記』孔子問居篇とは、内容が概ね同じである。また、『孔子家語』論礼篇も、やや簡略であるが、その後半部が孔子問居篇並びに『民之父母』と概ね同じ内容である（論礼篇の前半部は、『礼記』仲尼燕居篇とほぼ同じ）。

但し、『礼記』孔子問居篇と『孔子家語』論礼篇の後半部とは、「民之父母」に関する子夏と孔子との問答に続いて、やはり子夏と孔子とが「三無私」をめぐる問答する部分が存在する。しかし、『民之父母』には「三無私」に関する問答の部分が存在しない。また、『民之父母』と孔子問居篇・論礼篇との間には、字句の異同も見られる。加えて、孔子問居篇と『民之父母』とは、「五起」の順序が異なっており、論礼篇は該当する部分の内容が相当

に違っている。

上博楚簡『民之父母』並びに上博楚簡・郭店楚簡『緇衣』の出土により、『礼記』に紀元前三〇〇年頃までに成立していた篇が複数含まれていることが確実となった。

なお、『緇衣』の場合は、「子曰」（冒頭のみは「夫子曰」）で始まる文章が羅列されており、その孔子の発言がどういう状況で発せられたのかは不明である。これに対して『民之父母』は、子夏と孔子の一連の発言で構成されており、孔子の言葉が発せられた状況が明示されている。こうした問答を実際に孔子と子夏とが行ったかどうかはともかくとして、孔子が発言した状況について明示する儒家系の資料が、戦国中期までに確実に成立していたことは、同様の構成を持つ『礼記』中の他の篇などの成立時期を考える上で興味深い。

また、『民之父母』において、『詩経』中の詩の語句の解釈をめぐる孔子と子夏とが問答を交わしていることは、『論語』八佾篇における二人の問答を想起させる。すなわち、『論語』においても、『詩経』国風の「碩人」及び逸『詩』中の語句について、二人は問答を交わしており、そこで孔子は子夏を評して、「予われを起おこす者は商なり。始めて与に詩を言う可きのみ」と述べているのである。『民之父母』は、子夏が孔子の門人の中でも『詩』の学

に長じていたとする伝承を裏付ける資料として注目される。

加えて、孔子の発言において、「三無」を実践し超越的な認識能力を得た「君子」について、「気の四海に塞がるを得」と説かれている点は、「浩然の氣」を「養いて害うこと無ければ、則ち天地の間に塞がる」（公孫丑上）とする『孟子』の思考との間に類似が見られる。完成された理想的人間の内面に存する気が世界全体に充満するとの思考は、これまで儒家の中でも『孟子』に独特であると見られていたが、『民之父母』の出土によって、こうした気に関する思考が戦国中期の儒家に広く存在したことが明らかにになったといえよう。

なお、『民之父母』の末尾に墨鉤が記されていることから見て、「民之父母」をめぐる問答と、孔子問居篇及び論礼篇には存在するが『民之父母』には存在しない「三無私」をめぐる問答とは、本来は別個のものであり、そもそも一連の問答ではなかった可能性が高いと考えられる。この二つの問答は、いずれも孔子と子夏との間でなされており、また「三無私」の問答で「三代の王」の徳が問題にされたのは、「民の父母」たる君主の過去の事例として「三代の王」に話が及んだためであると解釈することも、一応は可能である。従って両者は全く無関係という

訳ではないが、内容上、二つの問答は直接的には関連がなく、決してかみ合っていない。前漢後期に戴聖によって編纂された『礼記』（『小戴礼記』）成立の段階か、或いは『礼記』と戴徳の『大戴礼記』との母体となったと考えられる「記百三十一篇」（『漢書』芸文志の六芸略）成立の段階か、それともそれ以前の段階かは不明だが、もともと別々であった問答が編集されて一篇にまとめられたものと推測される。

（竹田健二）

5. 上博楚簡『子羔』（しんこ）

（1）書誌情報

『上海博物館藏戰國楚竹書』第二分冊所収。

竹簡一四枚。すべての簡が欠損していて、完全な簡は一枚もない。残存する文字は三九五字で、その中に合文が六個、重文が一個含まれる。第五簡の背に「子羔」と篇題が記される。文字は、上博楚簡の『魯邦大旱』『孔子詩論』と同一人の筆と推定されている。

（2）内容と研究概況

内容は堯と舜に関する前半部と、夏・殷・周それぞれ
の始祖である禹・契・后稷に関する後半部とに大別され
る。堯と舜に関する前半部分では、「孔子曰く、昔は而て
世を歿^おうるや、善と善と相受くるなり」と、孔子の口を
借りて、古代にあつては血縁相続ではなく禪譲が行われ
ていたと述べる。その上で、「堯の舜を取るや、諸^こを草茅
の中徙^りす」と、「董土の黎民^{れいじん}」であつた舜を堯が拔擢・
登用し、「堯は舜の徳賢なるを見る。故に之に譲る」と、
天子の位を禪譲したとされる。ここまでは、従来知られ
ていた禪譲説話と大きな違いはない。

注目すべきは、「孔子曰く、舜は其れ受命の民と謂うべ
し。舜は人の子なり」といった総括が加えられる点であ
ろう。これは、一介の庶民から禪譲によつて天子となつ
た舜を、上天より受命した民と規定するもので、これま
で知られなかつた思考である。また「舜は人の子なり」
との表現は、これ以下が欠損して、文脈全体に占め
る意味が不明確ではあるが、後文との対応からして、舜
が人間の父母から生まれて、完全に人間の領域に属する
存在として天子となつたことを強調するものではないか
と推測される。

これに続いて話題は、禹・契・后稷の三王者に移る。
話題が転換する契機となつたのは、「子羔、孔子に問いて

曰く、三王者の作れるや、皆人の子なり。而るに其の父
は賤しくして称するに足らざるか」との子羔の問いかけ
である。これは、舜が「人の子」だったのと同様に、禹・
契・后稷の三王者もすべて人間の父母より生じた「人
子」だったのでないか、それなのに三王者の父の名が
全く称されないのはなぜかとの、疑念の表明である。

この質問に応じて孔子は、三王者の出生の経緯を説明す
るのだが、禹に関しては、「……妊^{はら}みて背を劃きて生じ、
生ずるや而^なち能く言^かはるは、是れ禹なり」と、鳥の卵を飲
み込んだ母親の背中を破つて誕生し、生まれてすぐ嘔り
始めたとの聖誕神話が述べられる。

また契に関しては、「契の母は有娥氏の女なり」「瑤台
の上に遊ぶに、鰥の卵を銜^くうる有りて、諸を其の前に錯^お
く。取りて之を呑めば、……」と、鳥が銜えてきた卵を
呑んだ母親から生まれてきたとの聖誕神話が語られる。

さらに后稷に関しては、「后稷の母は有邰氏の女なり」
「乃ち人武（人跡）を見る。履^ふみて以て祈禱して曰く、
帝の武（跡）は……」と、母親が帝の足跡を踏んで妊娠
し、后稷を生んだとの聖誕神話が述べられる。

これによれば、舜が完全に「人の子」の領域内で天子
となつたのに対して、三王者の側は、父親がいずれの場
合も神靈に類する神秘的存在で、母親は人間の父親不在

のまま処女懐胎して三王者を生んだことになる。そうであれば、三王者について母親の名前だけが伝えられ、父親の名前が称えられないのも当然の事態としなければならぬ。

「子羔」は完全な簡が一枚もなく、至る所欠損しているため、堯・舜系統の前半部と三王者系統の後半部が異なる論理展開で接続されているのか不明瞭で、したがって篇全体の意図も正確には把握しがたいところがある。大きく、人の領域に属する堯・舜の系統―禪讓による王朝交替と、半神半人の領域に属する三王者の系統―放伐による王朝交替の二つの路線を対比する意図があったかと推測されるが、詳細は今後の研究を待たねばならない。

(浅野裕一)

6. 上博楚簡『魯邦大阜』(ろほうたいかん)

(1) 書誌情報

『上海博物館藏戰國楚竹書』第二分冊所収。

全六簡、二〇八字。上下端は弧形(円端)。編綫は三道。

第六簡末尾に墨節があり、以下空白。完簡は長さ五五cm前後。原題はなく、題名は内容に基づく仮称である。ま

た、字体、簡長、両端の形状が『孔子詩論』(第一分冊所収)・『子羔』(第二分冊所収)と一致しており、同冊であったと推定される。

なお、編綫第三道下部を欠損している簡が多く、文脈を読み取りづらい箇所があるが、内容から考えてなお二簡程度の脱簡があるのではないかと推測される。

(2) 内容と研究概況

『春秋』によれば、魯は、哀公十五年(前四八〇)に「秋八月大雩」と記録される大干魃に見舞われた。本資料は、この危機に際して、哀公が孔子に対策を諮問するという内容である。『春秋』等の記録によれば、早魃に際しては、雨乞いの儀式をするのが通例であった。しかし、本資料に登場する孔子は、山川の神に「瑤幣幣帛」を捧げて祀るといふ文字通りの神頼みではなく、「刑徳」の充実という政治的努力が重要であると哀公に答える。また、退出した孔子が出会った子貢も、同様の見解を更に理論的に表明する。このように、本資料は、天災に対する孔子や子貢の思想的立場を窺うことのできる貴重な資料である。

早魃に対する孔子の立場を表す資料としては、他に『孔子家語』曲礼子貢問篇の記事がある。干魃による斉の大

飢饉に際して、景公から対策を問われた孔子は、凶作の年には、君主は驚馬（劣った馬）に乗り、民を使役せず、馳道（おなり道）を作らず、（犠牲を用いずに）幣玉で祈り、樂を伴う祭祀をせず、大牢を用うべき祀りには少牢を用いよと説く。同様の言は、『礼記』雜記下や曲礼下にも見えているが、これらはいずれも、早魃による凶作への対策として、君主が自ら節制し民を救済することを説くものであり、安直な祭祀・呪術に頼らないという基本姿勢に於て本資料と類似している。但し、本資料では、「邦に大旱あれば、乃ち諸（これ）を刑と徳とに失うこと母からんか」と、具体的な政策として「刑徳」が強調される点に最大の特色がある。

政治技術としての「刑徳」併用を説くものとしては、『韓非子』に、「明主の其の臣を導制する所の者は、二柄のみ。二柄とは、刑徳なり。何をか刑徳と謂う。曰く、殺戮、之を刑と謂い、慶賞、之を徳と謂う」（二柄篇）とあるのが著名であり、また、周期的天道観の下に「刑徳」を包摂する政治思想としては、いわゆる黄老思想の「刑徳」が指摘できる。従来はこのように、「刑徳」が政治思想として先鋭化してくるのは戦国時代後半からと考えられてきた。

ただ、刑徳に関する孔子の見解としては、『論語』為政

篇に「子曰く、之を道びくに政を以てし、之を斉うるに刑を以てすれば、民免れて恥無し。之を道びくに徳を以てし、之を斉うるに礼を以てすれば、恥有りて且つ格し」、同・子路篇に「子曰く、必ずや名を正さんか。……礼樂興らざれば、則ち刑罰中らざれば、則ち民手足を錯く所無し」、『礼記』緇衣篇に「子曰く、夫れ民之を教うるに徳を以てし、之を斉うるに礼を以てすれば、則ち民に格心有り、之を教うるに政を以てし、之を斉うるに刑を以てすれば、則ち民に遜心有り」などあり、ここにこうした孔子の言が見られることも決して奇異な現象ではない。むしろ、儒家思想の内部にも、早くから、政治技術としての「刑徳」の有用性や意義、その運用の問題について、一定の認識があつたと推測される。従来は、右の『論語』や『礼記』の言葉も、徳・礼と政・刑とをあまりに対比的に捉え過ぎてきたのではなからうか。これに関連して、郭店楚簡『唐虞之道』には、舜・禹の治世に「愛」と「正（刑・兵）」とが併用されていたことが説かれ、『成之聞之』にも、天の「大常」を乱す者には文王制作の刑罰を適用すべきであるとされている。また、『六徳』には、「礼樂を作り、刑法を制」するのは「聖智」者の役割であると説かれ、『尊徳義』にも、『礼記』曲礼上の「禮不下庶人、刑不上大夫。刑人不在君側」に

類似した「刑は君子に逮およばず、礼は小人に逮およばず」という賞罰の施行を前提とする議論が見える。これらも本資料とともに、「刑徳」概念の成立と展開や、儒家思想に於ける法治的要素の存在について、重要な手がかりを与えていると言えよう。

なお、本資料に於ける孔子の立場と類似するものとして、『晏子春秋』に見える晏嬰の言を挙げる事ができる。病に苦しむ齊の景公は、「山川宗廟」を祀り「犧牲珪璧」を供えさせたにも関わらず快癒しないので、上帝にその不備を謝罪しようとする。これに対して、晏嬰は、安直な神頼みを否定し、政治上・人事上の改善が重要であると景公に厳しく諫言している(『晏子春秋』内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫第十二)。

また、この『魯邦大旱』に於て、子貢も、「夫れ山は、石以て膚と為し、木以て民と為す。如し天雨ふらずんば、石將に焦げんとし、木將に死せんとす。其れ雨を欲すること或いは我より甚し。何ぞ必しも名を恃まんや」などと、山川の神への祭祀が無益であることを説くが、その言は、やはり、『晏子春秋』や『說苑』に見える晏嬰の言に酷似している。即ち、齊が大干魃に襲われたとき、景公は、靈山・河伯を祀って雨乞いをしようとしたが、晏嬰は安直な雨乞いを否定した上で、君主自ら宮殿を去り、

日差しに身を曝して靈山・河伯とともに旱魃を憂えよと諫言する(『晏子春秋』内篇諫上第一・景公欲祠靈山河伯以禱雨晏子諫第十五、および『說苑』辨物篇)。この諫言の内容は本資料の子貢の言とほぼ重複するものである。

このことは、改めて儒家と晏子の思想的立場を示すとともに、従来、その成立が未詳であるとして研究が進められてこなかった『晏子春秋』についても、重要な研究の糸口を提供していると言える。

(湯浅邦弘)

7. 上博楚簡『從政 甲・乙篇』(じゅうせい こう・おつへん)

(1) 書誌情報

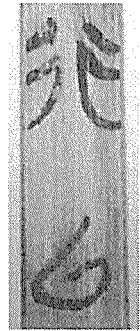
『上海博物館藏戰國楚竹書』(以下、『楚竹書』) 第二分冊所収。

『甲篇』の竹簡数は、残簡を含めて一九枚。総字数は五一九字。そのうち重文八、合文六。編綴は三道。『楚竹書』の「説明」によれば、第6簡と第7簡は、もともと一簡だったものが断裂したもので、現存する簡数は一八枚と考えられている。完簡(四二・五〇四二・八)は第

1・5・「6+7」・8・11・15・18・19の各簡の八枚。
第3・17簡が三〇cmを超えるが、(実数を一八枚とすると)
あとの八枚は三〇cmに満たない残簡である。これら十八
枚の簡はおおむね編綫の位置・字体・内容から、同一篇
と判断されたようである。

『乙篇』の竹簡数は、残簡を含めて六枚。編綫は三道。
総字数は一四九字(両篇では六五九字)で、合文一。完
簡はわずかに一枚で、簡長は四二・六。意味内容の連続
が認められるのは二枚のみで、あとは編綫の位置で同一
篇と判断されたようである。

題名の「徙政」は、この両篇に繰り返して「徙政」とい
う言葉が登場することから仮称されている。『甲篇』『乙
篇』で構成されているのは、意味内容上は「徙政」とい
う点で関連性があるものの、竹簡の長さや編綫の位置が
二系統に分かれているためであると「説明」には説かれて
いる。しかしながら本研究会で『楚竹書』の写真版を
確認する限り、この「説明」には従いがたいところがあ
る。まず竹簡の形状面では、簡長、編綫の位置は同じで
あり、たとえば次に挙げる両篇の文字(「行曰」以)(一)
から見ても、同一人の筆になる可能性が高い。



甲篇第16簡



乙篇第5簡

また、内容上の面から見ると、『楚竹書』が「甲篇」と
して分類した中にある「政に徙うには、五徳を敦くし、
三誓を固くし、十怨を除く」(第5簡)の「十怨」の九番
目と十番目にあたると思われる「曰犯人之務、十日口
惠而不係」からはじまる簡が、「乙篇」の第1簡とされて
おり、著しく奇異な印象を与えている。以上は、ごく表
面的に両篇を見渡しただけでも指摘できることである。
したがって本資料は、甲・乙の二篇に分ける必然性が見
当たらず、この二篇が同冊であった可能性が高く、今後
さらに検討を加えていきたいと考えている。

(2) 内容と研究概況

前述したように、この兩篇の竹簡の残存状況はきわめて悪く、竹簡の配列も『楚竹書』の配列が確定的というわけではない。たとえば『甲篇』では、意味内容の連続が認められるのは、第1〜2簡、第5〜7簡だけであり、『乙篇』は前述のように第1〜2簡のみである。またそれぞれの篇首の配置理由も便宜的である。『甲篇』は、「(聞)之曰」という区切りの良い始まり方をしており、完簡でなおかつ次に意味上の連続が認められる簡が存在するというところで、現状の第一簡が決定されている。『乙篇』に至っては、完簡であることと次に連係する簡があるということだけで第一簡が決定され、あとは簡の状況が良好で確認できる字数が多い順に配列されているにすぎない。なおかつ二つの篇に分類されていることに関してさえ疑義が残っている。ここでは、一応『楚竹書』が分類している甲・乙篇のままの状態で内容を紹介しておきたい。

この兩篇の内容の特徴は、仮称ともなっている「従政」、つまり政治に従事する者に求められる姿勢や心構えが説かれていた点である。たとえば『甲篇』では、先に引いた「政に従うには、五徳を教くし、三誓を固くし、十怨を除く」や、「政に従うに七機有り」(第8簡)、「政に従うに務むる所は三」(第10簡)とあり、『乙篇』では「之

を聞くに曰く、政に従うには治まらざれば則ち乱る」(第3簡)のように政治をする際の留意事項が列挙されている。この「従政」のレベル、つまりこの姿勢が求められている「従政」者の地位は、『乙篇』に「邦家を興し政教を治むるには、命に従えば則ち勞せず」「人の務めを犯さず」(ともに第1簡)とあるように、君主のレベルではなく、君主の命を受けながら実際に民を統治する卿大夫クラスが想定されているようである。

それでは「従政」者に求められている姿勢が、どのような価値観に基づいているかといえば、「五徳を教くし」の「五徳」が「寛・恭・恵・仁・敬」(『甲篇』第5簡より抜粋)とされており、『論語』にある「温、良、恭、儉、讓」(学而篇)「恭、寛、信、敏、恵」(陽貨篇)に近いことや「仁」が含まれていること、また「温良にして忠敬なるは仁の宗なり」(『乙篇』第4簡)と説かれていることから、分業を説く点は法家的ではあるものの、根底は儒家的な価値観で統一されているようである。その点で、おなじく政治に携わる者の心構えを説く睡虎地秦簡『為吏之道』との関係が注目されよう。『為吏之道』に記されているのは下級官吏の現実面での政治技術や現場での心構えであるのに対し、『従政』の側は儒教的な価値観をもとにした精神論に重点を置いたもので、マニュアル

を作成しようという意図は理解できるが、現実的な行政案件に対する対処法などは説かれていない。このような両者の違いをさらに探ることが必要であろう。また先秦の文献では未見の「五徳」という言葉とその内容は、先秦儒家の説いた徳目との関連性が注目されている。

『為吏之道』以外の書物との関係性という点では、『甲篇』第11簡の「聞之曰、可言而不可行、君子不言、可行而不可言、君子不行」の語句が、郭店楚簡『緇衣』・上博楚簡『緇衣』の「子曰、可言不可行、君子弗言。可行不可言、君子弗行」および『礼記』緇衣篇の「可言也、不可行、君子弗言也。可行也、不可言、君子弗行也」と内容上一致することが注目される。しかも郭店『緇衣』・上博『緇衣』で「子曰」となっているところが、『從政』では「聞之曰」となっている点は、孔子の言葉が伝承されて文献に取り込まれていく過程を探る上では示唆的であろう。

孔子との関連性で改めて「從政」という言葉に注目してみると、この言葉が『論語』において何度か話題として登場していることが確認される。それはたとえば、「季康子問う。仲由は政に従わしむ可きか。子曰く、由や果、政に従うに於いてか何をか有らん。曰く、賜や政に従わしむ可きか。……」（『論語』雍也篇）のように、弟子た

ちが「從政」した場合をシュミレーションした人物寸評であったり、「子曰く、苟も其の身を正せば、政に従うに於いてか何をか有らん」のように、「從政」における大前提の精神論が説かれていたりするのである。つまり孔子学団においては、常に「從政」という場面を想定した問答が行われていたようなのである。『論語』のこうした「從政」の用例を考えても、本資料『從政』は、儒家が官僚体制に折り合いをつけながら、儒家的な官僚を送りだそうとした際に編まれたマニユアルだった可能性が非常に高い。実際、孔子の弟子の多くは卿大夫クラスの官僚として諸国に赴任しており、彼らが学団を離れて単身で任地に赴く際に、このようなマニユアルが存在すれば精神的な支えとして心強かつたに違いない。

以上、『從政』甲・乙篇は竹簡の保存状況にきわめて難点があるとはいえず、先秦の政治思想研究、とくに儒家が、法家の専売特許のような官僚制という行政体制に、いかに自家の価値観を盛り込もうとしていたかという経緯を探る上では、貴重な資料だといえよう。そのことはつまり、儒家的な価値観に基づく漢代の現実政治の在り方が、秦王朝の反省を待たなければ登場しえなかったわけではなく、儒家において戦国期から醸成されていたものだったことを如実に物語っているのである。

8、上博楚簡『昔者君老』(せきしやくんろう)

(1) 書誌情報

『上海博物館藏戰國楚竹書』第二分冊所収。

竹簡四枚。その中の三枚は完全で、一枚が残簡である。残存する文字は一五八字で、その中に重文が八個、合文が一個含まれる。竹簡上に篇題はなく、冒頭部分の一句を取って『昔者君老』と命名された。

(2) 内容と研究概況

『昔者君老』は、「君子曰く、昔は君老いて太子君に朝するに、君の母弟是れ相あひまく」と、君子の聞き書きの体裁で、父である君主が老衰し、死期が迫っている時期における太子朝見の作法を記す。「太子は之れが母弟に前まむ。母弟送りにて退かんとするに、之に前みて太子は再三す。然る後に並びて之を聴く」と、母方の伯父が介添え役として重要な役割を果たすところに、一つの特色がある。太子は常に母弟を伴い、「太子は辰あさひ聴するに、庶こしんく叩たたきて叩進す」とか、「至りて閤門こうもんに令し、以て寺人に告ぐ。寺

人は入りて君に告ぐ。君曰く、之を召せと」などと、一つ一つ取り次ぎ役を通しながら、慎重に歩みを進めて君主に謁見し、その命を拝受するとされる。

やがて君主が死去した時には、「君卒すれば、太子は乃ち聞くこと亡く、聴くこと亡く、聞かず令せずして、唯だ哀悲を是れ思う。唯だ邦の大咎を是れ敬しむ」と、太子は一切の政務を執らずに、ひたすら悲嘆に暮れて喪に服すべきだとされる。

『昔者君老』は、四簡の中、第二簡の上端と下端が欠損している。したがって、第一簡の末尾と第二簡冒頭の接続、及び第二簡末尾と第三簡冒頭の接続は、完全ではない。これに対して、第三簡末尾と第四簡冒頭の接続は完全なはずであるが、必ずしもそのようには考えられない。なぜなら、第三簡は「君子曰く、子察せよ、蓋し内に喜ぶは、外に顕われず。外に喜ぶは、内に顕われず。外に愠るは、内に顕われず。内に言うは以て出でず。外に言うは以て入らず。美を挙げて悪を廃せよ」との君子の言で終わり、第四簡の冒頭は、「爾なん司は各おの爾なんの事を恭しくす。令を発するに夜をまたず」と、それぞれの官職が己の職分を果たせとする内容で始まっていて、両者が連続すべき必然性が希薄だからである。したがって『昔者君老』には、なお脱簡が存在する疑いも残されて

いる。

篇全体の趣旨は、諸侯の太子たる者が、老父たる国君にいかなる作法で朝見すべきかを説く点にあり、その意味では、身分に限定はあるものの、「孝」に関する文献と理解できよう。

(浅野裕一)

9. 上博楚簡『容成氏』(ようせいし)

(1) 書誌情報

『上海博物館藏戰國楚竹書』第二分冊所収。

竹簡五三枚。1・2・3・5・6・7・9・10・17・

18・19・20・21・22・25・26・27・28・29・30・34・

36・37・38・39・40・41・44・45・46・47・48・49・

50・51・52・53の三七枚が完全簡。4・11・12・23・

24・33・42の七枚が上端残欠。15・32・43の三枚が下端

残欠。8・35の二枚が中間残欠。13・14・16・31の四枚

が中折れなるも綴合の結果文字に欠損がない簡。なお文

意が接続しない箇所が複数あることから、数枚の脱簡が

あるものと推定される。簡長は約四四・五。一簡ごとの

文字数は四二から四五で、一定していない。第五三簡の

背に「訟成氏」と篇題が記される。李零氏は、内容から判断するに、これは『莊子』胠篋篇で最古の帝王とされる容成氏を指すと解し、篇名を『容成氏』としている。

(2) 内容と研究概況

『容成氏』は『莊子』胠篋篇や『太平御覽』卷七六所引の『六韜』佚文、『周易正義』繫辭下所引の『帝王世紀』に類する古代帝王の系譜から始まる。第一簡の冒頭は「【尊】盧氏・赫胥氏……」と始まるが、「訟成氏」なる篇題との関係から、本来は容成氏から始まる冒頭簡があったものと推測される。『容成氏』は古代帝王の系譜を列挙した後、「皆其の子に授けずして賢に授く」と、これら上古の帝王の御代には、血縁相続を排して賢者への禅讓が行われていたと説く。王朝名がやたらに多いのは、次々に禅讓するため、王朝がすべて一代限りで終わるからである。その上で『容成氏』は、この理想の御代には社会福祉政策が完備していて、身体に障害のある者に対しても、それぞれの特性に応じて官職を割り振り、生業に従事させたので、誰も遺棄される者がいなかったと述べて、上古の帝王の統治を称賛する。今後『礼記』礼運篇との関係が問題となるであろう。

次に『容成氏』は、ある君主の治世を記して「邦に飢

うる人無く、道路に殤死する者無し」と贊美するが、竹簡が欠損していて、誰のことなのか判然としない。李零氏は堯舜の前に位置する帝嚳ではないかと推測している。贊辞の中に「四海の外は賔し、四海の内は貞まる。禽獣も朝し、魚鱉も献じ、有無通ず」とあって、禽獸・魚鼈まで入朝したとするのは、華夷思想を研究する上で新しい材料となろう。

続いて『容成氏』は、堯舜の禪讓説話を叙述する。これまで知られていた禪讓説話では、とかく舜の側にのみ記述が集中して、堯についての記述が乏しい傾向が見られた。ところが『容成氏』は、堯についてもかなり詳細に記述している。それによれば堯は、「賞して勧めざるも民は力め、刑して殺さざるも盜賊無く、甚だ緩やかなるも民は服す。是に於いて方百里の中は率^{しんが}い、天下の人も就き、奉じて之を立て、以て天子と為す」と、前王の時代に丹府と翟陵の間に一諸侯として治績を上げ、前王の死後、天下の人々に推戴されて天子になったという。次いで『容成氏』は、堯が天子に即位する様子や、天下を教化した状況などを記述する。これは、「堯は天子に生まれて天下を有つ」との記述で済ませる郭店楚簡『唐虞之道』と比べて、叙述が格段に詳細であり、注目すべき点であろう。

また禪讓の経緯についても、特異な記述が見られる。堯は「地を履み天を戴き、義と信を篤くし、天地の間に在るを会^あめ、四海の内に在るを包む」との賢者の要件を示した上で、「畢く丌の事を能くするものあらば、而ち立てて天子と為さんとす」「自ら焉に入れ。余は焉を穴窺して、以て賢者を求めて焉に譲らん」と、天下中に禪讓すべき賢者を公募したという。だが「堯は天下を以て賢者に譲らんとするも、天下の賢者、之を能く受くるもの莫きなり」と、密かに行状を観察した結果、応募者の中に適格者がいなかったため、賢者の評判の高い舜に目を付け、自ら舜の居住地に向いて耕作中の舜を探し出し、ついに王位を譲つたとされる。

次に『容成氏』は舜の治世を述べ、「昔、天地の舜を佐け、而て善を佑くるは、是の状の如きなり」とそれを称賛した後、「舜は子七人有るも、丌の子を以て後と為さず。禹の賢なるを見て、以て後と為さんと欲す」と、禹への禪讓を記す。禹は「五たび讓る」も、仕方なく「敢えて之を受け」る。

これに続けて『容成氏』は、節儉を旨とする禹の治績をかなり詳細に叙述するが、特筆すべきは、「九河の阻を決す」る治水事業の内容が詳しく記される点であろう。「禹は乃ち三江・五湖を通じて、東のかた之を海に注ぐ。

是に於いて荊州・揚州は始めて処るべきなり」などと、九州全域にわたつて治水事業を行い、「漢より以南は名谷五百を為め、漢より以北は名谷五百を為め」た結果、「天下の民は居定まる」と、人々は水害の憂いなく定住できるようになつたという。

老衰した禹は、「子五人有るも、丌の子を以て後と為さず」に、皋陶に禪讓しようと考え。ところが皋陶は固辭し、「遂に疾と稱して出でずして死し」てしまう。そこで禹は伯益に王位を譲るが、「啓は是に於いて益を攻めて自ら取る」と、禹の息子の啓が武力で王位を篡奪したとされる。『孟子』万章上篇では、「益は禹の子を箕山の陰に避く。朝覲訟獄する者は、益に之かずして啓に之きて曰く、吾が君の子なり」と、伯益が啓に遠慮して隠棲し、天下の人心も啓に帰したので、啓が即位したと説明する。『史記』五帝本紀の説明も、ほぼ同様である。啓が伯益の王位を篡奪したとする『容成氏』の記述は、既知のものとは異なる伝承として注目に値しよう。

次に『容成氏』は、夏の桀王が「先王の道に述べず」に天下を乱したため、殷の湯王が伊尹を輔佐役に送り込み、悪辣な陰謀を駆使して桀を討伐した経緯を記す。これによれば、敗北して宮殿を脱出した桀は、鬲山氏や南巢氏など各地に逃亡を重ねるが、湯王は執拗に追撃し、

ついには九州の兵を率いて大規模な掃討戦を行い、夏王朝の宗族を皆殺しにして、ようやく天下を平定したという。

その後、「湯の天下に王たること三十有一世にして、受作る」と、紂王の時代を迎える。紂王もまた「丌の先王の道に述べず」、「九成の台を作爲し」て炮烙の刑を行つたり、「酒池を爲る」などの放埒を繰り返す。その結果、「是に於いて九邦之に畔く」と、諸侯たちが反乱を起す。これを聞いた文王は、「君は亡道なりと雖も、臣は敢えて事うること勿からんや。父は亡道なりと雖も、子は敢えて事うること勿からんや。孰か天子にして反くべきか」と、反乱軍を批判する。これを聞きつけて喜んだ紂王は、文王を夏台の下に呼び出し、九邦を帰順させることができると尋ねる。可能だと答えた文王は、「秦端襄裳して以て九邦を行り」、説得工作に当たる。その結果、「七邦は来りて服す」が、豊と鎬の二邦だけは帰服しなかつた。そこで文王は軍を率いて討伐し、豊と鎬の民を降伏させる。『容成氏』はこうした功績を挙げて、「昔は文王の受を佐くるや、是の状の如し」と、文王が臣下の分を守つて懸命に紂王を輔佐したことを強調する。

続いて『容成氏』は、殷周革命の経緯を叙述する。「文王崩じ、武王即位す」と、文王の後を継いだ武王は、「今、

受は無道を為し、百姓を昏捨し、諸侯を制約す。天は將に焉を誅せんとす。吾は天を勵むけて之を威おそさんと宣言し、革車千乘・帶甲一万の軍備を整えて孟津を渡り、牧野で諸侯の軍と誓って進撃を開始する。竹簡はここで尽きているが、当然紂王が敗死して殷が滅び、周王朝が樹立されるまでの叙述が続いていたはずで、第五十三簡以降に、なお数枚の脱簡があると思われる。この『容成氏』の記述による限り、文王自身には殷を倒して天下を取る意志はなかったとしなければならぬ。とすれば文王は、受命したとは考えられていなかったことになる。この点は、孔子の口を借りて文王が本当に受命したことを強調する『孔子詩論』との関係で、興味深い問題であろう。

以上紹介してきたように『容成氏』は、(1) 上古の帝王の時代、(2) 帝嚳と思しき帝王の治世、(3) 堯の治世、(4) 舜の治世、(5) 禹の治世、(6) 湯の治世、(7) 文王・武王の治世の七つの部分で構成されている。残存簡は五十三枚であるが、少なくとも三枚以上の脱簡があると思われるから、実際は五十六・七枚、二千五百字内外の分量を備えていたと推定される。こうした長篇が一貫した構成と篇題を伴って戦国中期以前に成立していた事実は、古代中国における書物の成立を考える上で、実に貴重な物証と言えよう。また今後『史記』五帝本紀や『左

伝』『国語』との比較と分析が進めば、古代史の分野にも大きな影響を及ぼすと予想される。

なお第二三簡から第二八簡前半の禹の治水事業に関する部分、及び第二八簡後半から第三〇簡の後稷が農業振興に従事したり、皋陶が訟獄を治めたり、質(夔)が音律を定めたりする部分は、いずれも彼等が舜の臣下であった時期の事跡であるから、本来は堯から舜への禪讓を記す第一五簡の後に位置していた可能性が高いであろう。第二分冊の配列では、舜の治績を記す部分が第一五簡から第一七簡までの、わずかに三簡のみで、分量が少なすぎること、そうした可能性を示唆すると思われる。

(浅野裕一)